

月刊エフアンドパートナーズ vol.2

<身元保証人・身元引受人>



老後の心配・・・ありませんか？

確かに高齢化社会という文言を耳にすることは多いです。そのなかでも、一人暮らしの方が増加している現実があります。元氣なうちはいいのですが、足が痛くて買い物に行けない、食事の支度がおっくうで・・・など、一人暮らしもしんどいなと思う時期がやってきます。「だれもない夜が不安」という思いから、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅などへの施設入居を考えるのも、こんな時ではないでしょうか。

いざ！施設へ！！と思われた方に次にやってくるのが、「**身元保証人**」の問題です。有料老人ホームしかり、サービス付高齢者向け住宅しかり、身元保証人や身元引受人が必要である場合がほとんどです。

例えば・・・

① おひとり様の場合⇒誰に頼んだら良いんだろう??
そもそも誰も頼める人いないなあ・・・。

⇒おひとり様だと現実的に保証人を自分で探すのは大変です。これは施設入居だけではなく、病院へ入院する場合や、引越しの場合でも必要になります！

② ご家族・ご親族が遠方に住んでいる、または疎遠になっている方⇒こんな時だけ連絡とるのもなあ・・・。

⇒一般的には、ご家族、ご親族様が保証人になる場合がほとんどです。ただし、それは、よくお付き合いできている場合がほとんどです。しかし現状は、全ての親族とよく連絡とっている場合はレアです。またお付き合いできているご親族でも、保証人をお願いすると断られる場合があるでしょう。

③ お知り合いの高齢者を保証人に考えている方⇒同年代の保証人って大丈夫なのかなあ・・・。

⇒保証人は入居者と同じ責務を負います。同年代の保証人も施設に入居する状態になれば、保証人の変更や追加を施設からお願いされる場合もあります。

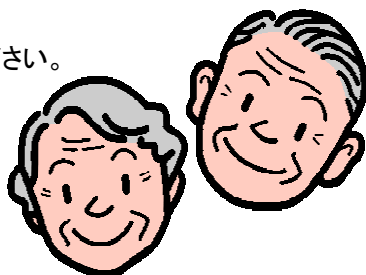
④ 退院後の生活に不安を感じ、施設を希望される方。

⇒病気で入院。今回は運良く助かったけど、次回また発症すれば・・・。おひとり様での生活なら、なおさら不安になります。そんな中、有料老人ホームやサービス付高齢者向け住宅に入所できれば万全ですね。

身元保証で悩む必要はございません！

司法書士法人F&Partnersが業務提携している、『一般社団法人近畿シルバーライフ協会』では、高齢者の入居時の「連帯保証人」「身元引受人」となることでシニアライフの安心を支えています。ご希望の施設に入居して、安心・安全な生活ができるよう支援しています。他にも先日、あるお客様から『頼める家族はいるが自分のことは自分でやりたい』とのご相談がありました。この場合でも、もちろん対応可能です。

ぜひ、一度ご相談ください。



担当：渡邊

F&Partners 司法書士法人

・京都市中京区烏丸通六角下ル七観音町 623
・滋賀県草津市大路 1 丁目 1 番 1 号
・大阪府中央区本町 1 丁目 1 番 1 号

お問い合わせはこちらまで

0120-356-652

<http://www.souzokuigon.jp>